

## 週刊 タバコの正体

現在、他人のタバコの煙を吸わされる受動喫煙の被害は無視できない社会問題になっています。これは、「健康増進法」という法律で、学校、体育館、病院、飲食店など大勢の人が利用する施設では、受動喫煙を防止しなければならない。と定められている事からもわかります。

そして、最近では仕事場においても受動喫煙の防止が進められていて、仕事場に灰皿が置かれている会社や事業所は、ほとんどありません。だとすると、タバコが我慢できない喫煙者はどうしているのでしょうか。

敷地や建物が広い事業所は、どこかに喫煙室を作っているのですが、喫煙者は自分の職場を離れてそこまで吸いに行かなければなりません。そして、喫煙室の設置場所は、煙が届いてこないよう充分仕事場から離れている必要があります。そんな遠くに設置できない場合は、煙が漏れないような特別な工事をした喫煙室を用意しなければなりません。また、小さな事務所などでは、喫煙室を設けるスペースがないので建物の外に出て吸うことになるでしょう。

いずれにしても、喫煙者には“タバコを吸う”場所と時間が必要です。受動喫煙を防止するうえでは、仕事をしながらタバコを吸う事は許されません。という事は、喫煙者は仕事を中断してタバコを吸うことになるので、作業効率が下がってしまいます。会社の経営においては、わざわざ作業効率を下げるために費用をかけて喫煙室を作らなければならない、という非常に困った問題となっています。

そこで最近、“勤務時間内禁煙”というところが現れています。こうすれば、喫煙室を作らなくても済むうえに、仕事を中断することもなくなるので、一石二鳥というわけです。

しかし、そうなると喫煙者は、1日中タバコが吸えないので、とても辛い毎日を送ることになるでしょう。一見、気の毒に思えますが、次のように見方を変えればそうでもない事に気が付きます。

- タバコを吸わなければ、またはその本数が減れば、その人の健康には必ずプラスになるはず。
- 「職場でタバコを吸えないのなら、いっその事“禁煙”してみるか」、という人も現れるはず。
- 禁煙すればタバコ代がいらなくなる。イライラしなくてよくなる。食事がおいしくなる。……

いかがですか。タバコを吸い始めなければ、全く関係のない話のように感じますが、タバコを吸わない人も、こんな感覚で喫煙者に接して禁煙に協力してあげれば、みんなが快適に暮らせるのではないのでしょうか。

産業デザイン科 奥田 恭久